

第36回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年8月24日（水曜日） 午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所

岡山県倉敷市本町7番2号
倉敷アイビースクエア エメラルドホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

【新型コロナウイルス感染予防への対応について】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じて、係員のマスクの着用やアルコール製剤の設置など、感染予防措置を講じてまいります。
本株主総会にご出席される株主様は、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

感染防止対策の一環として、お土産の配布及び懇親会の開催を中止させていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第36回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	14
連結計算書類/計算書類	33
監査報告	39

(証券コード：2791)
2022年8月2日

株 主 各 位

岡山県倉敷市堀南704番地の5
大黒天物産株式会社
代表取締役社長 大賀昭司

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って、2022年8月23日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月24日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 岡山県倉敷市本町7番2号
倉敷アイビースクエア エメラルドホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第36期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

【招集にあたっての決定事項】

株主様ご本人が会場にお越し願えない場合、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する事情が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<https://www.e-dkt.co.jp/ir>)に掲載いたします。
- ◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.e-dkt.co.jp/ir>)に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

本定時株主総会における新型コロナウイルス感染症防止について

【株主様へのお願い】

- 株主様の安全を第一に考え、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止の観点から、座席数を制限して開催いたします。
- 可能な限り事前に書面またはインターネットにより議決権の行使をしていただき、極力当日のご来場をご遠慮いただきますようお願いいたします。

【ご来場される株主様へのお願い】

- ご出席いただく株主様におかれましては、可能な限りマスク着用など感染防止にご配慮いただきますようお願いいたします。
- アルコール製剤を用意させていただきますので、手指の消毒後にご入場をお願いいたします。
- 非接触型体温計を用意いたしますので、検温をお願いいたします。
- 発熱や咳など体調の不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けし、入場をお控えいただくことがございますので、予めご了承ください。

【当社の対応について】

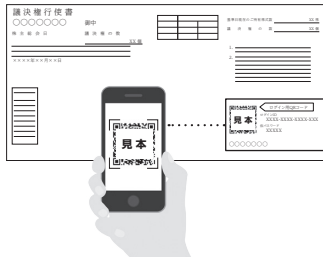
- 役員及び運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- 換気のため、窓及びドアを開放させていただきます。
- 感染防止対策の一環として、お土産の提供を中止させていただきます。
- 例年開催しておりました懇親会を中止させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

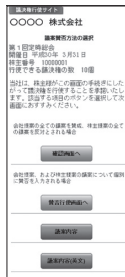
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

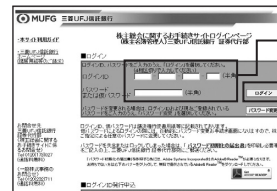
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

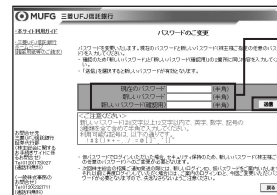
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題として捉えており、配当につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るため必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた継続かつ安定的な利益分配を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、普通配当を1株につき29円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金29円
配当総額 403,936,534円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年8月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、今後の業容拡大と一層の経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 5,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。 ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 ②前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 ③本附則は、2022年9月1日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

現任の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	【再任】 おおがしやうじ 大賀 昭 司 (1956年9月30日生)	1974年4月 藤徳物産株式会社入社 1980年4月 株式会社木乃新入社 1986年6月 有限会社倉敷きのしん設立 同社代表取締役社長 1993年6月 同社を大黒天物産株式会社に改組 当社代表取締役社長（現任） 2006年2月 株式会社恵比寿天代表取締役（現任） 2012年6月 株式会社西源代表取締役（現任） 2016年12月 瀬戸内メイプルファーム株式会社代表取締役（現任） 2017年11月 マツサカ株式会社代表取締役会長（現任） 2018年6月 株式会社小田商店代表取締役会長（現任） 2018年12月 マミーズ株式会社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社西源代表取締役 瀬戸内メイプルファーム株式会社代表取締役 マツサカ株式会社代表取締役会長 株式会社小田商店代表取締役会長 マミーズ株式会社代表取締役会長 株式会社恵比寿天代表取締役 一般財団法人大黒天奨学財団代表理事	5,648,000株
取締役候補者とした理由 大賀昭司氏は創業者であり、長年に亘り経営トップとしての手腕を発揮し、経営の指揮及び監督を適切に行い当社を成長させてまいりました。 また、これまでの豊富な経験と経営全般に関する知見と能力を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	【再任】 おおがまさひこ 大賀昌彦 (1982年4月18日生)	2007年4月 株式会社いいなダイニング入社 2010年4月 当社入社 2014年1月 当社社長室長兼惣菜部課長 2015年5月 当社社長室長兼ブルーオーシャン戦略室長 2016年8月 当社常務取締役社長室長兼ブルーオーシャン戦略室長 2016年11月 当社常務取締役社長室長兼ブルーオーシャン戦略室長兼ピザ部長 2018年8月 当社常務取締役社長室長兼ブルーオーシャン戦略室長 2019年8月 当社常務取締役社長室長兼ブルーオーシャン商品開発部長 2020年8月 当社取締役副社長社長室長兼ブルーオーシャン商品開発部長(現任)	720,000株
取締役候補者とした理由 大賀昌彦氏は、2016年8月に当社取締役に就任し、企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、これまでのブルーオーシャン商品開発部長などの豊富な業務経験と高い知見を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。			
3	【再任】 おおむらまさし 大村昌史 (1966年8月7日生)	2011年4月 当社入社 2011年6月 当社総務部長 2014年8月 当社総務部長兼商品管理部長 2016年8月 当社取締役店舗運営部長兼商品管理部長 2018年8月 当社取締役商品管理部長兼店舗開発部長 2019年4月 当社取締役経営戦略室長兼営業戦略部長兼商品管理部長兼経営企画室長兼店舗開発部長 2019年8月 当社専務取締役経営戦略室長兼営業戦略部長兼商品管理部長兼経営企画室長兼店舗開発部長 2020年2月 当社専務取締役経営戦略室長兼営業戦略部長兼経営企画室長兼店舗開発部長 2021年10月 当社専務取締役経営戦略室長兼営業戦略部長兼店舗開発部長(現任) 株式会社恵比寿天取締役社長(現任)	2,000株
取締役候補者とした理由 大村昌史氏は、2016年8月に当社取締役に就任し、企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、これまで総務、商品管理に携わる等、管理部門での豊富な業務経験と高い知見を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	【再任】 川田知博 (1959年1月14日生)	1983年12月 株式会社マルナカ入社 2000年4月 当社入社 2001年6月 当社総務課長 2001年9月 当社経営企画室課長 2002年10月 当社取締役経営企画室長 2013年1月 当社取締役経営企画室長兼管理部門担当 2013年8月 当社常務取締役経営企画室長兼管理部門担当 2016年8月 当社専務取締役経営企画室長兼企業戦略室長兼管理部門担当 2019年4月 当社専務取締役企業戦略室長兼管理部門担当 2020年2月 当社専務取締役企業戦略室長兼関西物流R Mセンター準備室事務長兼管理部門担当(現任)	16,800株
取締役候補者とした理由 川田知博氏は、2002年10月に当社取締役に就任し、企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、これまでの経営企画室長などの豊富な業務経験と高い知見を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。			
5	【再任】 藤川淳志 (1965年3月3日生)	2001年10月 当社入社 2008年8月 当社惣菜部課長 2014年8月 当社惣菜部長 2015年11月 当社精肉部長 2018年8月 当社商品本部長 2021年8月 当社取締役商品本部長(現任)	3,100株
取締役候補者とした理由 藤川淳志氏は、2021年8月に当社取締役に就任し、企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、これまでの商品本部長などの豊富な業務経験と高い知見を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	【再任】 難波 洋一 (1966年4月8日生)	2007年9月 当社入社 2008年1月 当社経理部経理課長 2008年8月 当社経理部次長 2014年8月 当社経理部長 2020年8月 当社取締役経理部長(現任)	—
	取締役候補者とした理由 難波洋一氏は、2020年8月に当社取締役に就任し、企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、これまでの経理部長などの豊富な業務経験と高い知見を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
7	【再任】 井上 博司 (1956年9月1日生)	2007年4月 当社入社 当社情報システム室次長 2009年6月 当社情報システム室長 2021年8月 当社取締役情報システム室長(現任)	1,700株
	取締役候補者とした理由 井上博司氏は、2021年8月に当社取締役に就任し、企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、これまでの情報システム室長などの豊富な経験と高い知見を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
8	【再任】 野田 尚紀 (1976年6月3日生)	2003年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2016年10月 野田公認会計士事務所開業 同所所長(現任) 税理士法人松岡・野田コンサルティング設立 同社代表社員（現任） 2017年8月 当社社外取締役(現任) 2017年12月 ACアーネスト監査法人入所（現任）	—
	社外取締役候補者とした理由 野田尚紀氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的知識を有しており、当社の社外取締役に就任以降の実績から、引き続きガバナンス強化の役割を担う当社の社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
9	【再任】 福田正彦 (1955年5月10日生)	1978年3月 株式会社中国銀行（現株式会社中国銀行） 入行 2009年6月 同行取締役 2013年6月 同行常務取締役 2019年8月 株式会社丸五取締役副社長 2019年8月 当社社外取締役(現任) 2020年4月 株式会社丸五代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社丸五代表取締役社長	—
<p>社外取締役候補者とした理由 福田正彦氏は、長年に亘る金融機関経験及び他社での経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、ガバナンス強化の役割を担う当社の社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 当社との間の特別の利害関係
大賀昭司氏は、一般財団法人大黒天稟学財団の代表理事を兼務しております。当社は同財団に対して寄付を行っております。
他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大賀昭司氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は、野田尚紀氏及び福田正彦氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 野田尚紀氏及び福田正彦氏は、社外取締役候補者であります。なお、野田尚紀氏及び福田正彦氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 野田尚紀氏及び福田正彦氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって野田尚紀氏が5年、福田正彦氏が3年であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
桑原一成 (1953年5月17日生)	1992年9月 株式会社セシール入社 2006年1月 同社人事部長 2006年12月 当社入社 当社総務部次長 2010年1月 当社総務部長代理 2014年4月 当社退職	—
補欠監査役候補者とした理由 桑原一成氏は、当社及び他社において人事、総務部門の豊富な経験を積まれており、当社の事業活動に関しても、豊富な経験と高度な知識を有しておりますことから当社監査役として適任であると判断し、補欠監査役候補者といたしました。		

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ワクチン接種率の向上等により新規感染者数は減少傾向が見られ、経済の回復が期待されておりました。しかし、資源の需給バランス悪化や円安等の影響により輸入品価格は高騰しており、いまだ経済情勢は先行きの不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、新型コロナウイルス感染症が消費者の購買活動に与える影響は徐々に小さくなりつつありますが、依然として収束時期の見通しがつかず、不安定な状況が続いております。食品小売業におきましては、世界的なインフレや円安等の影響により、原油価格や原材料価格が上昇したことで、食料品や日用品などの値上げが相次いでおり、消費者の低価格志向は、一層高まる状況となりました。

このような環境の中、当社グループでは、「魅力ある店づくり6項目」として①価格、②品質、③売場、④活気、⑤環境整備、⑥接客の徹底をスローガンにお客様にご支持いただける小売業を目指しております。その実現に向けて、「安くて新鮮で美味しい商品」を提供するべく、2022年3月より184品目の商品、4月からは更に116品目の商品を追加した300品目の商品値下げを実施し、E S L P (エブリデイ・セーム・ロープライス) による地域最安値価格を目指す取り組みを実施いたしました。また、「高品質・低価格」な自社商品の開発をするため、既存の商品を徹底的に分析(アナライズ)・改良を重ねた商品開発に注力するとともに、生鮮食品については産地からの最短定温物流実現による鮮度向上のため自社物流の構築・コスト削減にも取り組んでまいりました。さらに成長戦略として、大阪府、新潟県、石川県にそれぞれ1店舗の新規出店と、生鮮売場を強化した大幅改装を6店舗で実施いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,241億5千万円(前期2,215億5千1百万円)、経常利益89億2千3百万円(前期比1.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は56億1千7百万円(前期比1.8%増)となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度から適用しております。これに伴い、売上高の一部の会計処理が前連結会計年度と異なることから、売上高についての前期比(%)は記載しておりません。

当社グループの部門別売上状況は次のとおりであります。

部 門	第35期(2021年5月期)		第36期(2022年5月期)	
	金額 (百万円)	構 成 比 (%)	金額 (百万円)	構 成 比 (%)
小 売 部 門	220,073	99.3	222,909	99.4
卸 売 部 門	1,311	0.6	1,077	0.5
そ の 他	166	0.1	162	0.1
合 計	221,551	100.0	224,150	100.0

当社グループの地域別売上状況は次のとおりであります。

地 域	第35期(2021年5月期)		第36期(2022年5月期)	
	金額 (百万円)	構 成 比 (%)	金額 (百万円)	構 成 比 (%)
中国・四国地区	94,588	42.7	94,456	42.1
関西・中部地区	107,794	48.7	114,584	51.1
そ の 他 (注 1)	19,167	8.6	15,109	6.8
合 計	221,551	100.0	224,150	100.0

(注) 1. その他は、上記地区以外の小売売上、卸売部門、飲食部門等が含まれております。

2. その他に含めて記載しておりました北陸地区の小売売上は、関西・中部地区に含めて記載しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第36期より適用しており、第36期の部門別売上及び地域別売上については、収益認識会計基準等を適用した後の数値を記載しております。また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、第35期について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は97億7千3百万円であります。

その主なものは、関西物流RMセンター(京都府木津川市)の建設に伴う食品製造等設備投資額53億2千8百万円、新規出店に伴う設備投資額25億8千1百万円などであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの資金調達につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 33 期 (2019年5月期)	第 34 期 (2020年5月期)	第 35 期 (2021年5月期)	第 36 期 (2022年5月期)
売 上 高(百万円)	183,462	212,059	221,551	224,150
経 常 利 益(百万円)	2,918	6,149	8,827	8,923
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	284	3,735	5,518	5,617
1株当たり当期純利益(円)	20.19	267.50	396.21	403.30
総 資 産(百万円)	72,374	73,489	75,635	81,930
純 資 産(百万円)	33,219	36,331	41,537	46,802

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第36期より適用しており、第36期の財産及び損益の状況については、収益認識会計基準等を適用した後の数値を記載しております。また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、第35期以前について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(3) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症はいまだ収束時期の見通しがつかず、国内外の景況は極めて不透明な状況が継続しております。当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症が消費者の購買活動に与える影響は徐々に小さくなりつつありますが、世界的なインフレや円安等の影響に伴い、原材料価格や物流費用の他、最低賃金の上昇による人件費等、様々な経営コストが増加しており、今後も厳しい経営環境が続くものと思われれます。

当社グループの戦略といたしましては、食を通じて人々の暮らしを豊かに変える「豊かさの追求」という会社理念のもと、「E S L P (エブリデイ・セーム・ロープライス)」実現のための、「ローコスト経営」確立に向けて、商品開発、生産性向上、物流効率向上の3つを対処すべき課題と捉え、次の取り組みをまいります。

- ①商品力の強化を目的とした、P B O商品(プライベート・ブランド商品、ブルー・オーシャン商品)の新規開発及び既存商品をアナライズすることによる、さらなる高品質・低価格な商品開発
- ②バックヤードをなくした店舗である、S F O (セールスフロアオンリー) フォーマットの確立による高速多店舗化出店
- ③店舗数の増加、出店地域の拡大に対応するため、店舗オペレーションの標準化、単純化、統一化によるA P O化(オールパートオペレーション化)
- ④店舗の広域化に伴う自社物流センターの構築による最短定温物流の実現

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社西源	16百万円	100%	食品、生活百貨の小売業
瀬戸内メイプルファーム株式会社	10百万円	100%	酪農事業
マツサカ株式会社	10百万円	100%	食品スーパー事業及び食品製造事業
株式会社小田商店	12.5百万円	100%	各種食料品小売業
マミーズ株式会社	10百万円	100%	各種食料品小売業
株式会社恵比寿天	90百万円	100%	店舗開発に係るコンサルタント事業及び不動産賃貸業

- (注) 1. 当社の連結子会社の数は、上記の重要な子会社を含めて20社であります。
2. 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。

(5) 主要な事業内容 (2022年5月31日現在)

当社グループは、食料品の小売りを主な事業としており、関連する事業として食料品の卸売事業及び飲食事業等を営んでおります。

(6) 主要な営業所等 (2022年5月31日現在)

① 当社

本社 岡山県倉敷市堀南704番地の5
支店 東京都大田区東海三丁目7番1号

物流センター及び食品製造拠点

中国物流RMセンター	岡山県総社市中原88番地
関西DC	大阪府堺市西区築港新町2丁7-9

- (注) 中国物流RMセンターには、中国DC、岡山チルドTC、岡山フローズンDC、生鮮PC及び食品製造部門を併設しております。

店 舗
既存店舗 (142店舗)

岡山県 (39店舗)	倉岡敷山市市 10店舗 23店舗 1店舗 1店舗	井原山市市 1店舗 1店舗 1店舗	1店舗 1店舗 1店舗 1店舗
広島県 (12店舗)	広島市市 4店舗 1店舗 1店舗 1店舗	福山市市 2店舗 1店舗 2店舗	安芸郡熊野町市
山口県 (2店舗)	防府市市 2店舗		
鳥取県 (8店舗)	鳥取市市 2店舗 2店舗 1店舗	米子市市 2店舗 1店舗	
島根県 (3店舗)	安来市市 1店舗	松江市市 2店舗	
大阪府 (18店舗)	泉南市市 2店舗 2店舗 1店舗 2店舗 2店舗 1店舗 1店舗	摂津市市 1店舗 2店舗 1店舗 1店舗 1店舗 1店舗	東大阪市市 1店舗 1店舗
京都府 (2店舗)	八幡市市 1店舗	相楽郡精華町	1店舗
兵庫県 (14店舗)	加古川市市 1店舗 2店舗 3店舗 1店舗 1店舗	神戸市市 3店舗 1店舗 1店舗 1店舗	丹波篠山市市 1店舗
奈良県 (5店舗)	奈良市市 2店舗 1店舗	北葛城郡上牧町	1店舗 1店舗
和歌山県 (4店舗)	和歌山市市 4店舗		
滋賀県 (4店舗)	草津市市 1店舗 1店舗	大津市市 1店舗 1店舗	
愛知県 (3店舗)	豊橋市市 1店舗 1店舗	小牧市市 1店舗	
香川県 (5店舗)	坂出市市 1店舗 2店舗	高松市市 2店舗	
徳島県 (3店舗)	鳴門市市 1店舗 1店舗	小松島市市 1店舗	

愛媛県 (7店舗)	松山市 2店舗 西条市 2店舗 新居浜市 1店舗	今治市 1店舗 大洲市 1店舗
福岡県 (4店舗)	遠賀郡水巻町 1店舗 久留米市 1店舗	北九州市 2店舗
福井県 (1店舗)	越前市 1店舗	
石川県 (2店舗)	河北郡津幡町 1店舗	金沢市 1店舗
三重県 (3店舗)	四日市市 1店舗 伊賀市 1店舗	津市 1店舗
岐阜県 (3店舗)	大垣市 1店舗 本巣市 1店舗	土岐市 1店舗

② 子会社

会社名	店舗等	所在地
株式会社西源	流通団地店他 17店舗	長野県（松本市、諏訪市、塩尻市、安曇野市、上田市、須坂市、長野市）、新潟県（長岡市、燕市、新潟市、上越市）、和歌山県（和歌山市）、大阪府（羽曳野市）、石川県（野々市市）
株式会社バリュー100	バリュー100茨木太田店	大阪府（茨木市）
大黒天ファーム笠岡株式会社	佐用牧場	兵庫県（佐用郡佐用町）
オーリーブ水産株式会社	養殖場	香川県（坂出市）、高知県（幡多郡大月町）
瀬戸内メイプルファーム株式会社	矢掛牧場	岡山県（小田郡矢掛町）
マツサカ株式会社	総社店他 6店舗	岡山県（倉敷市、総社市、小田郡矢掛町）、香川県（高松市）
株式会社小田商店	春日店他 6店舗	広島県（広島市、福山市）、島根県（出雲市）
マミーズ株式会社	柳川店他 22店舗	福岡県（福岡市、柳川市、久留米市、筑後市、大牟田市、太宰府市、みやま市、八女市、三井郡大刀洗町、八女郡広川町）、熊本県（荒尾市、玉名市）、長崎県（西海市）

(7) 従業員の状況 (2022年5月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 加	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
合計または平均	2,043名	168名	35.4歳	6.5年

(注) 従業員数には、パートタイマー・アルバイト6,839名（1日8時間換算による月平均人数）は含めておりません。

(8) 主要な借入先 (2022年5月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	5,158百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	593百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	202百万円

(注) 当事業年度において、関西物流RMセンターの建設費用に充てるため、株式会社三菱UFJ銀行より5,500百万円（当事業年度末日時点の残高4,950百万円）の資金調達を行いました。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2022年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 43,600,000株
- ② 発行済株式の総数 14,474,200株 (自己株式545,354株含む)
- ③ 株主数 9,316名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
大賀 昭司	5,648千株	40.54%
JP MORGAN CHASE BANK 385839	910	6.53
大賀 公子	720	5.16
大賀 昌彦	720	5.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	680	4.88
大賀 愛子	480	3.44
大賀 大輔	480	3.44
大賀 友貴	480	3.44
公益財団法人大黒天財団	300	2.15
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	297	2.13

- (注) 1. 当社は、自己株式を545,354株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 2022年1月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、フィデリティ投信株式会社が2021年12月31日現在で652千株 (株券等保有割合4.51%) の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。
4. 2021年9月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシーが2021年8月31日現在で1,446千株 (株券等保有割合9.99%) の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。
5. 2021年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社他1名の共同保有者が、2021年5月31日現在で610千株 (株券等保有割合4.22%) の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年5月31日現在）

名 称	第7回新株予約権	
発 行 決 議 日	2017年4月15日	
新 株 予 約 権 の 数	380個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 38,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり5,600円	
権 利 行 使 期 間	2022年4月16日から2025年4月15日まで	
行 使 の 条 件	(注) ¹	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数： 100個 目的となる株式数： 10,000株 保有者数： 2名 (注) ²
	社 外 取 締 役	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一名
	監 査 役	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一名

(注) 1. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員もしくは従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
 - (3) その他権利行使の条件（上記（1）に関する詳細も含む。）は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

- ② 当事業年度中に従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項（2022年5月31日現在）

地位	担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長		大賀昭司	株式会社西源代表取締役 瀬戸内メイプルファーム株式会社代表取締役 マツサカ株式会社代表取締役会長 株式会社小田商店代表取締役会長 マミーズ株式会社代表取締役会長 株式会社恵比寿天代表取締役 一般財団法人大黒天奨学財団代表理事
取締役副社長	社長室長兼 ブルーオーシャン商 品開発部長	大賀昌彦	
専務取締役	経営戦略室長兼 営業戦略部長兼 店舗開発部長	大村昌史	株式会社恵比寿天取締役社長
専務取締役	企業戦略室長兼関西 物流RMセンター準 備室事務長兼 管理部門担当	川田知博	
取締役	商品本部長	藤川淳志	
取締役	経理部長	難波洋一	
取締役	情報システム室長	井上博司	
取締役		野田尚紀	公認会計士、税理士
取締役		福田正彦	株式会社丸五代表取締役社長
監査役（常勤）		武藤章人	
監査役		寺尾耕治	公認会計士、税理士 株式会社ジェイ・イー・ティ社外監査役
監査役		今岡正一	公認会計士、税理士 株式会社山陰合同銀行社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役野田尚紀氏及び福田正彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 専務取締役大村昌史氏は、2021年10月1日付で専務取締役経営戦略室長兼営業戦略部長兼店舗開発部長兼株式会社恵比寿天取締役社長に変更しております。

5. 当社は、取締役野田尚紀氏及び福田正彦氏、監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社と社外取締役野田尚紀氏及び福田正彦氏、社外監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の固定報酬の限度額は、2015年8月25日開催の第29回定時株主総会において年間報酬総額の上限を3億円以内（うち、社外取締役分2千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役は1名）であります。

また、取締役（社外取締役を除く）については、2019年8月21日開催の第33回定時株主総会において、固定報酬の限度額とは別枠でストック・オプションとして年額3千万円の範囲内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役は2名）であります。

監査役の固定報酬の限度額は、2003年8月28日開催の第17回定時株主総会において年間報酬総額の上限を1億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額及び個人別の報酬等の決定方針に関する事項

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみとしております。

取締役の基本報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、業績、従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案して、取締役会決議に基づき委任された代表取締役社長大賀昭司氏が各取締役の個人別の基本報酬及び業績を踏まえた業績連動報酬等を決定しております。これらを委任した理由は、会社全体及び取締役の職務を把握しており、各取締役の担当職務の評価及び個

人別の報酬等の内容を決定するには代表取締役社長が最も適していると取締役会が判断したためであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、その権限が適切に行使されていることを受け、決定方針に沿うものであると判断しております。なお、報酬等の種類ごとの比率は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝70～100：10～0：20～0の範囲を目安としております。

監査役の固定報酬は、株主総会で決議いただいた限度額内で監査役の協議で決定しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	ストック・オプション	
取締役 (うち社外取締役)	104 (7)	102 (7)	－ (－)	2 (－)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12 (4)	12 (4)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	117 (12)	114 (12)	－ (－)	2 (－)	13 (4)

二. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の利益目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として支給することとしております。当事業年度において業績連動報酬等は支給していませんが、取締役のうち業務執行取締役の基本報酬は、業績等を考慮しながら決定しております。

ホ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等は、取締役が株式の保有を通じて株主との価値共有を高めることにより企業価値の持続的向上を図る目的から株式報酬を交付することとしており、中期経営計画の達成に向け必要に応じて付与することとしております。当事業年度末日における株式報酬には、ストック・オプションとして割り当てた新株予約権があります。新株予約権の内容については、前記「(2) 新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。

④ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役福田正彦氏は、株式会社丸五の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役寺尾耕治氏は、株式会社ジェイ・イー・ティの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役今岡正一氏は、株式会社山陰合同銀行の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(ロ) 当事業年度中における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発 言 状 況 等
取 締 役	野 田 尚 紀	12回中12回 (100%)	—	公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、会計監査人及び監査役との定期的な会合を実施し様々な発言を行っております。
	福 田 正 彦	12回中12回 (100%)	—	長年に亘る金融機関経験や現在の他社での経営者としての豊富な経験と幅広い知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する発言を行っております。また、監査役との定期的な会合を実施し様々な発言を行っております。
監 査 役	寺 尾 耕 治	12回中12回 (100%)	14回中14回 (100%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、内部監査室との定期的な会合を実施しコンプライアンス体制強化のため様々な発言を行っております。
	今 岡 正 一	12回中11回 (91%)	14回中13回 (92%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、内部監査室との定期的な会合を実施しコンプライアンス体制強化のため様々な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

(イ) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 37百万円

(ロ) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 37百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に対する監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の独立性及び監査体制・監査品質の確保体制、監査計画、監査方法、内容・結果の相当性を判断基準として同意しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他会計監査人の変更が必要と判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定して取締役会に通知し、取締役会はそれを株主総会の付議議案といたします。

(5) 会社の体制及び方針

① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務並びに会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(イ) 取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に総括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、総務部との連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成及び配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

(ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配及び意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

また、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用、取締役会は、委任業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けるものとする。

- (ホ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規程に従い、子会社の業績、財務状況及び業務執行状況その他の重要な事項について、当社の取締役会に定期的・継続的に報告する体制とする。
- b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の取締役等は、その業務の適正を確保するために必要な諸規程を遵守する。企業戦略室は子会社の管理部門として子会社に対する指導・管理を行い、情報の共有化を図ることによりグループ各社における業務遂行の適正性を確保する。
- c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
グループ各社は、当社取締役会が定める全社的な経営戦略及び目標を共有し、その目的達成のため業務の高度化・効率化に向けた改善を継続的に行う。
- d) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社総務部はこれを横断的に推進し、管理する。
内部監査室は子会社を内部監査の対象とし、グループ各社の取締役及び使用人に係る職務執行が法令及び定款に適合する体制とする。また、当社が設置・運営するコンプライアンス・ホットラインは、グループ各社の役員及び使用人等が利用できる体制とする。
- (ハ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a) 監査役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
- b) 監査役を補助する使用人の当該期間における人事異動・人事考課については、監査役の意見を聴取し、尊重するものとする。

- (ト) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。
- b) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- (チ) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還、負担した債務の弁済を求められた場合には、当該費用が明らかに監査役職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、これに応じるものとする。
- (リ) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題について意見交換を行う。また、会計監査人、内部監査室等との緊密な連携を保つことにより、実効的な監査を実施する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (イ) 取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- a) 内部監査室による監査記録は毎月取締役会メンバーに回覧され、最新の状況が報告されている。また、監査役会と内部監査室は毎月会合を設け、監査状況や問題点につき意見交換を行っている。
- b) 24時間体制のコンプライアンス・ホットラインを設置しており、従業員が内部監査室に対して直接情報提供を行う体制となっている。

- (ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報の保存については、文書取扱規程に従って適正に保存され、また取締役及び監査役が常時閲覧できる体制となっている。
- (ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
業務遂行上で直面するリスクについては、各担当部署が規則、ガイドライン、マニュアルを作成し、これらは電磁的媒体に記録されて関係者が常時閲覧できる体制となっている。また発生したリスク関連事項の報告は総務部が一元管理し、同部が監視及び対応に当たっている。
- (ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
各部門の業務遂行に当たっては、権限規程に基づく適正な権限分配の下、業務担当取締役が統括し、稟議の電子化等、ITを利用した効率化を図っている。
- (ホ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a) 子会社の業績、財務状況等の重要事項は、当社の取締役会において毎月報告され、担当取締役が状況説明を行っている。
 - b) 内部監査室は子会社も監査の対象としており、その状況は報告書として回覧される。また、コンプライアンス・ホットラインはグループ各社にも通報先が周知され、当該子会社の役員及び使用人が利用できる体制となっている。
- (ヘ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人に関する事項については監査役会規程及び監査役監査基準において明定している。
- (ト) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a) コンプライアンス・ホットラインの通報については、その一次情報を内部監査室が総務部に報告する際、同時に監査役にも報告が行われる体制となっている。また、子会社において発生する重要問題は、子会社から直接に、或いは企業戦略室、総務部を通じて、監査役に対して適時に報告されている。
 - b) 内部通報処理規程において「不利益取扱いの禁止」条項を規定しており、この規定はコンプライアンス・ホットラインのみならず、監査役への報告についても適用される。

- (チ) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、監査役会規程及び監査役監査基準において明記している。
- (リ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役、会計監査人、内部監査室と定期的な会合及び随時意見交換を行っており、監査の実効性確保に努めている。

② 株式会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

③ 剰余金の配当等の決定に関する方針
当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として捉えており、配当につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るため必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた継続かつ安定的な利益分配を行うことを基本としております。
内部留保につきましては、新規出店投資及び業務の標準化、効率化を目的としたIT、物流関連投資、従業員教育等、業容拡大と一層の経営基盤の強化につなげてまいります。

(6) 親会社等との間の取引に関する事項

当社代表取締役社長である大賀昭司氏が代表理事を務める一般財団法人大黒天奨学財団に対して寄付金を拠出しております。

この寄付金の拠出に当たっては金額、その他内容及び条件が一般の取引条件と同様の適切な条件による取引で行われることなどに留意しております。

当社取締役会は、この取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものでないことを確認したうえでその適正性、妥当性を判断しております。

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	21,160	流 動 負 債	26,273
現金及び預金	9,540	買掛金	14,523
売掛金	123	短期借入金	2,587
商品及び製品	7,118	リース債務	96
仕掛品	152	未払法人税等	1,810
原材料及び貯蔵品	378	賞与引当金	567
その他	4,050	資産除去債務	6
貸倒引当金	△203	その他	6,682
固 定 資 産	60,770	固 定 負 債	8,854
有 形 固 定 資 産	47,878	長期借入金	4,095
建物及び構築物	25,501	リース債務	163
機械装置及び運搬具	1,232	繰延税金負債	136
工具器具備品	3,814	退職給付に係る負債	41
土地	8,558	資産除去債務	3,008
リース資産	266	その他	1,409
建設仮勘定	8,036	負 債 合 計	35,128
その他	468	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	335	株主資本	46,514
投 資 そ の 他 の 資 産	12,556	資本金	1,661
投資有価証券	474	資本剰余金	1,823
長期貸付金	6	利益剰余金	43,909
建設協力金	1,516	自己株式	△880
繰延税金資産	4,404	その他の包括利益累計額	131
差入保証金	4,829	その他有価証券評価差額金	131
その他	1,381	新株予約権	52
貸倒引当金	△57	非支配株主持分	104
資 産 合 計	81,930	純 資 産 合 計	46,802
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	81,930

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年 6 月 1 日から)
(2022年 5 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	224,150
売上原価	170,098
売上総利益	54,052
販売費及び一般管理費	45,511
営業利益	8,540
営業外収益	
受取利息及び配当金	33
受取賃貸料	94
受取保険金	155
違約金の収	77
その他	122
営業外費用	
支払利息	28
賃貸費用	52
その他	19
経常利益	8,923
特別利益	
補助金収入	0
特別損失	
減損損失	63
固定資産圧縮損	0
税金等調整前当期純利益	8,860
法人税、住民税及び事業税	3,414
法人税等調整額	△175
当期純利益	5,620
非支配株主に帰属する当期純利益	3
親会社株主に帰属する当期純利益	5,617

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
2021年6月1日 期 首 残 高	1,661	1,823	38,695	△880	41,300
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△403		△403
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,617		5,617
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	5,213	△0	5,213
2022年5月31日 期 末 残 高	1,661	1,823	43,909	△880	46,514

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
2021年6月1日 期 首 残 高	90	90	46	100	41,537
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△403
親会社株主に帰属する 当期純利益					5,617
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	41	41	6	3	50
連結会計年度中の変動額合計	41	41	6	3	5,264
2022年5月31日 期 末 残 高	131	131	52	104	46,802

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,312	流 動 負 債	22,678
現金及び預金	7,447	買掛金	13,050
売掛金	846	1年内返済予定の長期借入金	1,718
商品及び製品	5,860	リース債務	24
原材料及び貯蔵品	299	未払金	3,385
前払費用	958	未払費用	392
その他	3,103	未払法人税等	1,770
貸倒引当金	△203	預り金	394
固 定 資 産	58,253	前受収益	140
有 形 固 定 資 産	36,651	賞与引当金	481
建物	18,231	資産除去債務	6
構築物	2,364	その他	1,311
機械及び装置	996	固 定 負 債	7,394
車両運搬具	25	長期借入金	3,850
工具、器具及び備品	2,795	リース債務	0
土地	4,357	資産除去債務	2,313
リース資産	23	その他	1,230
建設仮勘定	7,858	負 債 合 計	30,072
無 形 固 定 資 産	318	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	257	株主資本	46,310
その他	60	資本剰余金	1,661
投資その他の資産	21,284	資本剰余金	1,823
投資有価証券	474	資本準備金	1,823
関係会社株式	1,737	利益剰余金	43,705
長期貸付金	10,324	利益準備金	5
建設協力金	3,067	その他利益剰余金	43,700
繰延税金資産	3,680	固定資産圧縮積立金	50
差入保証金	3,822	別途積立金	35,770
その他	1,322	繰越利益剰余金	7,880
貸倒引当金	△3,145	自 己 株 式	△880
資 産 合 計	76,566	評価・換算差額等	130
		その他有価証券評価差額金	130
		新 株 予 約 権	52
		純 資 産 合 計	46,493
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	76,566

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	196,990
売上原価	151,153
売上総利益	45,836
販売費及び一般管理費	37,163
営業利益	8,673
営業外収益	
受取利息及び配当金	88
受取賃貸料	451
違約金収入	74
その他の	61
営業外費用	
支払利息	15
賃貸費用	589
貸倒引当金繰入額	201
その他の	2
経常利益	8,540
特別利益	
補助金収入	0
特別損失	
減損損失	40
固定資産圧縮損	0
関係会社株式評価損	9
税引前当期純利益	8,490
法人税、住民税及び事業税	3,338
法人税等調整額	△91
当期純利益	5,243

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年 6 月 1 日から)
(2022年 5 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
2021年6月1日期首残高	1,661	1,823	1,823	5	53	31,770	7,037	38,866	△880	41,470
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮 積立金の取崩					△2		2	－		－
別途積立金の積立						4,000	△4,000	－		－
剰余金の配当							△403	△403		△403
当期純利益							5,243	5,243		5,243
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△2	4,000	842	4,839	△0	4,839
2022年5月31日期末残高	1,661	1,823	1,823	5	50	35,770	7,880	43,705	△880	46,310

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2021年6月1日期首残高	90	90	46	41,607
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮 積立金の取崩				－
別途積立金の積立				－
剰余金の配当				△403
当期純利益				5,243
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額（純額）	39	39	6	45
事業年度中の変動額合計	39	39	6	4,885
2022年5月31日期末残高	130	130	52	46,493

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年7月15日

大黒天物産株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 合 弘 泰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 秀 吏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大黒天物産株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒天物産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年7月15日

大黒天物産株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 川 合 弘 泰

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 藤 井 秀 吏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大黒天物産株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月16日

大黒天物産株式会社 監査役会

常勤監査役	武藤	章人	Ⓜ
社外監査役	寺尾	耕治	Ⓜ
社外監査役	今岡	正一	Ⓜ

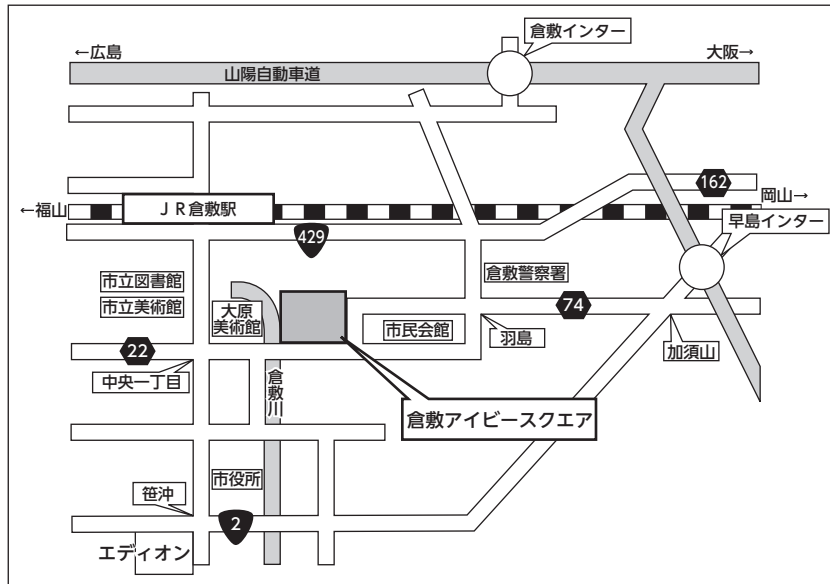
以上

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for handwriting practice, likely for the characters 'メ' and '毛' mentioned in the header.

株主総会会場ご案内図

会場：岡山県倉敷市本町7番2号
倉敷アイビースクエア エメラルドホール
電話 (086) 422-0011 (代表)



J Rご利用の場合：J R倉敷駅南口より徒歩15分

お車ご利用の場合：山陽自動車道倉敷インターより約4.4km

【ご注意】お車でお越しの場合、駐車場料金は株主様負担となりますので、ご了承ください。
公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。